

基建第1532号
令和7年12月19日

様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

基山町法定外公共物の管理に関する条例において、法定外公共物を道路法が適用されない道路、河川法が適用又は準用されない河川、湖沼その他の水流及び水面、その他一般公共の用に供されている土地と定義しております。具体的には、平成12年の地方分権一括法の施行に伴い国から市町村へ譲与された里道や水路などが法定外公共物に当たり、住宅開発で整備された開発道路など里道を除いた道路法が適用されない基山町所有の道路については法定外公共物には当たりません。

法定外公共物については、市町村が適切と判断する方法により管理を実施するべきであるとの見解が、平成11年7月16日の大蔵省財務局長からの通知の中で示されており、基山町では地方分権一括法の施行以前より法定外公共物は利用者により維持管理が行われていたため、法定外公共物の権利が町に譲与された後も、引き続き法定外公共物の利用者に維持管理を行っていただいております。また、里道を除いた道路法が適用されない基山町所有の道路については町が主体的に維持管理を行っております。

なお法定外公共物の管理についてはご指摘いただいたとおり根拠が明確に示されていない状況ですので、今年度中に町のホームページ等で法定外公共物の管理についての考え方を公表いたします。

2 取扱いの理由

平成11年7月16日の大蔵省財務局長からの通知の中で、法定外公共物の管理に関する見解が示されているため。